

【様式2】

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
浜松労災病院本館5回建築工事	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 石川 勝一	20.10.24	浜松労災病院建築鹿島・三井住友・須山特定建設工事共同企業体 東京都港区元赤坂一丁目3番1号	現に施工中の工事に引き続いて施工される躯体工事及び仕上げ工事であり、構造的な一体性や責任施工の観点から同企業が施工中の工事と密接不可分であるため、会計細則第52条第2号に該当するため。	—	1,816,500,000	—	—	現に施工中の工事に引き続いて施工される躯体工事及び仕上げ工事であり、構造的な一体性や責任施工の観点から同企業が施工中の工事と密接不可分であるため。	14	
オーダーリングシステム1次再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.11.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	当該機器の再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	5,635,224	—	—	当該機器の再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないため。	19	
オーダーリングシステム2次リース	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	20.10.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	当該機器の再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	6,332,760	—	—	当該機器の再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないため。	19	
血管撮影装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 三浦 幸雄	21.1.27	シーメンス朝日メディック(株) 東京都品川区東五反田3-20-14 高輪パークタワー	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	3,885,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
非常用発電機修理	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 大谷 巖	21.2.9	ヤンマーエネルギーシステム(株) 大阪府大阪市北区大淀中5-12-39	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	2,625,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
超音波プローブ修理	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	20.10.10	(株)ムトウ 北海道札幌市北区北十一条西4-1	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	1,386,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
ISO更新審査料	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 守屋 秀繁	21.1.15	日本検査キューエイ(株) 東京都中央区新富2-15-5	ISO9001.2000の更新審査であり、当院のQMSに精通していること及び前回審査時の指摘事項を含めた審査項目への継続静から契約の性質、目的が競争に適さないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,841,350	—	—	ISO9001.2000の更新審査であり、当院のQMSに精通していること及び前回審査時の指摘事項を含めた審査項目への継続性が必要不可欠であるため。	19	
X線CT検出器交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.10.30	東芝メディカルシステムズ(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	1,512,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
X線CT装置管球交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	20.11.27	東芝メディカルシステムズ(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	11,650,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
超音波診断装置 プローブ修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	21.1.16	持田シーメンスメディカルシステム(株) 神奈川県横浜市神奈川区沢渡1-2	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	1,698,900	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
I. I. チューブ交換修理	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	21.1.19	東芝メディカルシステムズ(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	6,300,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
X線CT装置管球交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	21.1.21	東芝メディカルシステムズ(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	5,250,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
形成外科 単純性血管腫治療用レーザー色素交換修理	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	21.2.25	協和医科器械㈱ 静岡県浜松市東区笹ヶ瀬町400	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	1,295,700	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
超音波診断装置コンベックスプローブ交換修理 1式	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建熙	20.11.4	東芝メディカルシステムズ(株)浜松 静岡県浜松市中区伊場2-7-1	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	1,417,500	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
人工呼吸器一式	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 伊藤 治英	21.3.17	メディカルトラスト㈱ 山口県山陽小野田市 大字小野田336番地1	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	3,129,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
一般撮影装置UD150B-10 管球交換修理	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 契約担当役 院長 鳥巢 岳彦	21.2.23	島津メディカルシステムズ㈱ 福岡県北九州市小倉 北区片野新町2丁目8 番11号	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	2,039,625	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
骨密度測定装置管球等交換修理契約	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリテーションセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	20.10.14	富士フィルムメディカル(株) 岡山県岡山市今8-6 -20	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	4,242,000	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
血圧脈波検査装置緊急修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 所長 濱田 篤郎	21.1.30	㈱イノメディックス 東京都文京区小石川4 -17-15	緊急の必要により競争に付することができないため、会計細則第52条第1号に該当するため。	—	1,499,400	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
X線デジタル撮影装置光電子倍増管交換修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 所長 濱田 篤郎	21.2.9	東芝メディカルシステムズ㈱横浜支店 神奈川県横浜市西区 みなとみらい2-3-5	光電子倍増管交換修理はメーカーでしか取り扱えず、契約の性質が競争に適さないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	7,245,000	—	—	光電子倍増管交換修理はメーカーでしか取り扱えず、契約の性質が競争に適さないため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉産業保健推進センター 〒260-0025 千葉県千葉市中央区間屋町1-35 千葉ポートサイドタワー13F 契約担当役 所長 能川 浩二	21.3.30	ハウスメイトパートナーズ千葉南支店 千葉知緑区おゆみ野中央4-32-4 2F	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,752,000	—	—	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
宿舍賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構山梨産業保健推進センター 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル4F 契約担当役 所長 佐藤 章夫	20.11.1	(有)中楯 山梨県甲府市国母4-8-24	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,992,000	—	—	職員宿舍の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
職員宿舍賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健推進センター 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル7F 契約担当役 所長 藤野 明男	21.2.1	株式会社ミニテック中部本部 愛知県名古屋市中区錦3-16-27	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,980,000	—	—	職員宿舍の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8階 契約担当役 所長 西村 亮一	21.1.22	東急リパブル(株) 東京都渋谷区道玄坂1-9-5	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	7,057,750	—	—	事務所の賃貸借契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは当該物件の所有者のみであるため。	5	
事務所移転業務	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8階 契約担当役 所長 西村 亮一	21.2.2	日本通運(株) 兵庫県尼崎市潮江5-7-28	当該契約は、事務所の賃貸借契約を締結している契約相手方の指定する業者との契約であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,994,500	—	—	当該契約は、事務所の賃貸借契約を締結している契約相手方の指定する業者との契約であるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所入居前工事	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8階 契約担当役 所長 西村 亮一	21.2.2	(株)大林組 兵庫県神戸市中央区加納町4-4-17	当該契約は、事務所の賃貸借契約を締結している契約相手方の指定する業者との契約であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	5,208,000	—	—	当該契約は、事務所の賃貸借契約を締結している契約相手方の指定する業者との契約であるため。	19	
事務所原状回復工事	独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル8階 契約担当役 所長 西村 亮一	21.3.2	(株)カワサキライフコーポレーション 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3	当該契約は、事務所の賃貸借契約を締結している契約相手方の指定する業者との契約であるため、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	3,507,000	—	—	当該契約は、事務所の賃貸借契約を締結している契約相手方の指定する業者との契約であるため。	19	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」